

岩手県東日本大震災津波復興委員会総合企画専門委員会設置要領

(設置)

第1 岩手県東日本大震災津波復興委員会設置要綱第7条第1項の規定に基づき、岩手県東日本大震災津波復興委員会(以下「委員会」という。)に総合企画専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2 専門委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合的な見地から行う復興に関する課題の調査に関すること。
- (2) 総合的な見地から行う復興に関する課題間の調整に関すること。
- (3) その他分野間の調査と整合性を図るために必要な事項に関すること。

(庶務)

第3 専門委員会の庶務は、政策地域部において処理する。

(雑則)

第4 本要領に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、岩手県東日本大震災津波復興委員会専門委員会運営要領による。

附 則

この要領は、平成23年4月30日から施行する。